

改正案

現行

（組合員等以外の者からの監事の選任を要しない信用協同組合の範囲）

第二条 法第五条の三第一号に規定する政令で定める規模に達しない信用協同組合は、その事業年度の開始の時に於ける預金及び定期積金の総額（以下この条及び第二十一条の三において「預金等総額」という。）が五十億円に達しない信用協同組合とする。

（組合員等以外の者からの監事の選任を要しない信用協同組合の範囲）

第二条 法第五条の三第一号に規定する政令で定める規模に達しない信用協同組合は、その事業年度の開始の時に於ける預金及び定期積金の総額（以下この条及び次条において「預金等総額」という。）が五十億円に達しない信用協同組合とする。

2 (略)

2 (略)

3 信用協同組合の事業年度の開始の時に於ける預金等総額又は法第五条の三第一号に規定する員外預金比率（以下この条及び第二十一条の三において「員外預金比率」という。）が新たに五十億円未満又は百分の十未満となつた場合（当該事業年度の直前の事業年度の開始の時に於ける預金等総額及び員外預金比率が五十億円以上かつ百分の十以上である場合に限る。）においては、当該事業年度の終了後最初に招集される通常総会の終結の時までは、当該信用協同組合は、同号に掲げる信用協同組合に該当するものとみなす。

3 信用協同組合の事業年度の開始の時に於ける預金等総額又は法第五条の三第一号に規定する員外預金比率（以下この条及び次条において「員外預金比率」という。）が新たに五十億円未満又は百分の十未満となつた場合（当該事業年度の直前の事業年度の開始の時に於ける預金等総額及び員外預金比率が五十億円以上かつ百分の十以上である場合に限る。）においては、当該事業年度の終了後最初に招集される通常総会の終結の時までは、当該信用協同組合は、同号に掲げる信用協同組合に該当するものとみなす。

4 信用協同組合の事業年度の開始の時に於ける預金等総額及び員外預金比率が新たに五十億円以上かつ百分の十以上となつた場合（転換（金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第二条第七項に規定する転換をいう。第二条の三において同じ。）後の信用協同組合又は合併により設立された信用協同組合に係る当該転換の日の翌日又は当該合併による設立の日の属する事業年度については、当該事業年度の開始の時に於ける預金等総額及び員外預金比率が五十億円以上かつ百分の十以上である場合）においては、当該事業年度の開始後最初に招集される通常総会の終結の時までは、当該信用協同組合は、法第五条の三第一号に掲げる信用協同組合に該当しないものとみなす。ただし、当該信用協同組合について前項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

4 信用協同組合の事業年度の開始の時に於ける預金等総額及び員外預金比率が新たに五十億円以上かつ百分の十以上となつた場合（転換（金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第二条第四項に規定する転換をいう。次条において同じ。）後の信用協同組合又は合併により設立された信用協同組合に係る当該転換の日の翌日又は当該合併による設立の日の属する事業年度については、当該事業年度の開始の時に於ける預金等総額及び員外預金比率が五十億円以上かつ百分の十以上である場合）においては、当該事業年度の開始後最初に招集される通常総会の終結の時までは、当該信用協同組合は、法第五条の三第一号に掲げる信用協同組合に該当しないものとみなす。ただし、当該信用協同組合について前項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

（監事について準用する会社法の読替え）

（新設）

第二条の二 法第五条の六の規定において監事について会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百八十三条第二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百八十三条第二項	第三百六十六条第一項 ただし書	中小企業等協同組合法第三十六条の六第六項において準用する 第三百六十六条第一項ただし書

（会計監査人の監査を要しない信用協同組合の範囲）

（会計監査人の監査を要しない信用協同組合の範囲）

第二条の三 法第五条の八第一項に規定する政令で定める規模に達しない信用協同組合は、そ

第二条の二 法第五条の五第一項に規定する政令で定める規模に達しない信用協同組合は、そ

の事業年度の開始の時ににおける預金等総額が二百億円に達しない信用協同組合とする。

2 法第五条の八第一項に規定する政令で定める割合は、百分の十とする。この場合において、当該割合の算定については、第二条第二項後段の規定を準用する。

3 信用協同組合の事業年度の開始の時ににおける預金等総額又は員外預金比率が新たに二百億円未満又は百分の十未満となつた場合（当該事業年度の直前の事業年度の開始の時ににおける預金等総額及び員外預金比率が二百億円以上かつ百分の十以上である場合に限る。）においては、当該事業年度の終了後最初に招集される通常総会の終結の時までは、当該信用協同組合は、法第五条の八第一項に規定する信用協同組合に該当するものとみなす。

4 信用協同組合の事業年度の開始の時ににおける預金等総額及び員外預金比率が新たに二百億円以上かつ百分の十以上となつた場合（転換後の信用協同組合又は合併により設立された信用協同組合に係る当該転換の日の翌日又は当該合併による設立の日の属する事業年度については、当該事業年度の開始の時ににおける預金等総額及び員外預金比率が二百億円以上かつ百分の十以上である場合）においては、当該事業年度の開始後最初に招集される通常総会の終結の時までは、当該信用協同組合は、法第五条の八第一項に規定する信用協同組合に該当しないものとみなす。ただし、当該信用協同組合について前項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

（会計監査人について準用する会社法の読替え）

第二条の四 法第五条の九第一項の規定において会計監査人について会社法第三百九十六条第二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百四十五条第一項	選任若しくは解任又は 辞任	選任、解任若しくは 不再任又は辞任
第三百九十六条第二項 第二号	電磁的記録を	電磁的記録（協同組合による金融事業に関する法律第五条の七第二項に規定する電磁的記録をいう。）を

（銀行法を準用する場合の読替え）

第五条 法第六条第一項の規定において銀行法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「営業所」とあるのは「事務所」と、「取締役、執行役」とあり、及び「取締役又は執行役」とあるのは「理事」と、「営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と、「第四条第一項の免許」とあり、及び「第四条第一項の内閣総理大臣の免許」とあるのは「中小企業等協同組合法第二十七条の二第一項の認可」と、「株主総会」とあるのは「総会」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

の事業年度の開始の時ににおける預金等総額が二百億円に達しない信用協同組合とする。

2 法第五条の五第一項に規定する政令で定める割合は、百分の十とする。この場合において、当該割合の算定については、前条第二項後段の規定を準用する。

3 信用協同組合の事業年度の開始の時ににおける預金等総額又は員外預金比率が新たに二百億円未満又は百分の十未満となつた場合（当該事業年度の直前の事業年度の開始の時ににおける預金等総額及び員外預金比率が二百億円以上かつ百分の十以上である場合に限る。）においては、当該事業年度の終了後最初に招集される通常総会の終結の時までは、当該信用協同組合は、法第五条の五第一項に規定する特定信用協同組合等に該当するものとみなす。

4 信用協同組合の事業年度の開始の時ににおける預金等総額及び員外預金比率が新たに二百億円以上かつ百分の十以上となつた場合（転換後の信用協同組合又は合併により設立された信用協同組合に係る当該転換の日の翌日又は当該合併による設立の日の属する事業年度については、当該事業年度の開始の時ににおける預金等総額及び員外預金比率が二百億円以上かつ百分の十以上である場合）においては、当該事業年度の開始後最初に招集される通常総会の終結の時までは、当該信用協同組合は、法第五条の五第一項に規定する特定信用協同組合等に該当しないものとみなす。ただし、当該信用協同組合について前項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

（新設）

（銀行法を準用する場合の読替え）

第五条 法第六条第二項の規定による銀行法の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十二条の二第一項	預金又は定期積金等	預金又は定期積金
定	預金者等	預金者又は定期積金の積金者（以

第十四条の二第二号	第三章及び第四章	第十九条第二項、第二十一条第二項及び第二十六条
第十八条の見出し	資本準備金及び利益準備金	法定準備金
第十八条	資本準備金及び利益準備金	準備金
第二十一条第三項	電磁的記録	電磁的記録(協同組合による金融事業に関する法律第五条の七第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)
第二十一条第四項	電磁的方法	電磁的方法(協同組合による金融事業に関する法律第五条の七第十一項第四号に規定する電磁的方法をいう。)
第二十四条第二項	次項、次条第二項及び第五項並びに第四十七条第二項	次項並びに次条第二項及び第五項
第二十七条の見出し	免許	認可
第二十七条	會計参与若しくは監査役	若しくは監事
第三十四条第一項	株主総会の決議(会社法第四百六十八条(事業譲渡等の承認を要しない場合)の規定により同法第四百六十七条第一項(事業譲渡等の承認等)の決議によらずに事業の全部の譲受けを行う場合)又は執行役の決議	総会の決議(中小企業等協同組合法第五十七条の三第二項後段の規定により総会の決議によらずに事業の全部の譲受けを行う場合には、理事会の決議)
第三十四条第三項	第五十七条	中小企業等協同組合法第三十三条第四項
	同条各号	同項各号
	同項の各別の	第一項の各別の

第十九条第一項及び第二項	利益の処分として支出する金額	剰余金の配当額
第十九条第三項	商法第二百九十三条ノ五第一項(中間配当)の金銭の分配を行うことにその分配額の五分の一をそれぞれ利益準備金	準備金
第二十一条第一項及び第二項	営業年度	事業年度
第二十一条第三項	これらの報告書	当該報告書
第二十一条第一項及び第二項	営業年度	事業年度
第二十一条	営業所	事務所
第二十四条第二項	次項、次条第二項及び第五項並びに第四十七条第二項	次項並びに次条第二項及び第五項
第二十五条第一項	営業所	事務所
第二十七条の見出し	免許の取消し等	解散命令等
第二十七条	取締役、執行役若しくは監査役	理事若しくは監事
第三十四条の見出し	営業等	事業等
第三十四条第一項、第三項及び第四項	営業の全部の譲渡若しくは譲受け又は銀行の信用金庫等からの事業の全部の譲受け	事業の全部の譲渡又は譲受け
	株主総会の決議(商法第二百四十五条ノ五(簡易な営業の譲受けの手続)(第三十条第五項の規定により信用金庫等を会社とみなして適用する場合を含む。)の規定により商法第二百四十五条第一項(営業の譲渡	総会の決議

第三十五条第一項	株主総会若しくは取締役会の決議又は執行役の決定	総会又は理事会の決議
第三十六条の見出し	決議又は決定	決議
第三十六条第一項	会社分割又は事業会社分割により事業の全部若しくは一部を承継させ、又は事業の全部若しくは	事業の全部又は
第三十六条第二項	第五十七条第一号	中小企業等協同組合法第三十三条第四項第二号
第四十四条第四項	銀行法	協同組合による金融事業に関する法律
第四十五条第二項	本店	主たる事務所
第四十五条第七項第一号	会社法第四百七十五条第二号又は第三号	中小企業等協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百七十五条第二号
第四十五条第八項	会社法	中小企業等協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法
第四十六条第一項	清算手続、破産手続、再生手続、更生手続又は承認援助手続	清算手続、破産手続、再生手続又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の規定による更生手続

第三十五条第一項	又は譲受け等）の決議によらずに営業又は事業の全部の譲受けを行う場合には、取締役会の決議又は執行役の決定）	決議
第三十六条の見出し	決議又は決定	決議
第三十六条第一項	当該営業の全部の譲渡若しくは譲受け又は事業の全部の譲受け	当該事業の全部の譲渡又は譲受け
第三十五条第一項	営業 信用金庫等	事業 銀行
第三十五条第一項	株主総会若しくは取締役会の決議又は執行役の決定	総会の決議
第三十六条の見出し	決議又は決定	決議
第三十六条第一項	分割又は営業	事業
第三十六条第一項	分割により営業の全部若しくは一部を承継させ、又は営業の全部若しくは一部を譲渡したときは	事業の全部又は一部を譲渡したときは
第三十七条第一項第三号	株主総会	総会
第三十八条	前条第一項の認可	協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する前条第一項第三号の認可
第四十条の見出し	営業所	事務所
第四十条の見出し	免許の取消しによる解散	解散命令による解散
第四十五条	当該銀行であった会社	当該信用協同組合等
第四十五条	当該会社	当該信用協同組合等
第四十六条第一項	清算手続、破産手続、再生手続、整理手続、更生	清算手続、破産手続、再生手続、整理手続、金融機関等の更生手続

（信用協同組合等の解散及び清算について準用する会社法の読替え）

第五條の二 法第六條の二第一項において信用協同組合等の解散及び清算について会社法第四百九十四條第二項、第四百九十六條第二項及び第四百九十七條第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百九十四條第一項	電磁的記録	電磁的記録（協同組合による金融事業に関する法律第五條の七第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）
第四百九十六條第一項 第四号	電磁的方法	電磁的方法（協同組合による金融事業に関する法律第五條の七第二項第四号に規定する電磁的方法をいう。）
第四百九十七條第一項	次の各号に掲げる清算株式会社においては、清算人は、当該各号に定める	清算をする信用協同組合等においては、清算人は、第四百九十五條第一項の承認を受けた

（信用協同組合等の清算人について準用する会社法の読替え）

第五條の三 法第六條の二第一項の規定において信用協同組合等の清算人について会社法の

第五十六條（第三号から第九号までを除く。）	官報	の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の規定による更生手続又は承認援助手続 官報又はこれに準ずるもの
-----------------------	----	---

（信用協同組合等の整理について準用する商法の規定の読替え）

第五條の二 法第六條の二第四項の規定において信用協同組合等の整理について商法（明治三十一年法律第四十八号）の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百八十一條第一項	取締役、監査役	理事、監事
第二百八十二條	本店及支店	主たる事務所及従たる事務所
第二百八十三條	取締役又は監査役 第一号乃至第三号	理事又は監事 第一号、第二号
第二百八十七條第一項	本店及支店	主たる事務所及従たる事務所
第二百八十八條第一項 及び第二百八十九條	取締役又は監査役	理事又は監事
第二百九十一條第一項	取締役、監査役及支配人	理事、監事及參事
第二百九十七條第一項 及び第二百九十八條第一項	取締役	理事

2 法第六條の二第四項の規定において信用協同組合等の整理について非訟事件手続法（明治三十二年法律第十四号）の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える非訟事件手続法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百三十五條ノ二十四	本店	主たる事務所
第二百三十五條ノ二十五 第一項及び第二百三十五 條ノ三十八第一項	本店及び支店	主たる事務所及び従たる事務所
第二百三十五條ノ四十七	取締役又は監査役	理事又は監事

（新設）

規定を準用する場合においては、同法の規定中「役員等」とあるのは「清算人又は監事」と読み替えるほか、次の表の「欄」に掲げる同法の規定中同表の「欄」に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える各社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百八十六條第一項	第二百四十九條第四項	中小企業等協同組合法第六十九條第二項において準用する同法第三十六條の八第一項
第二百八十七條第一項	第八百四十七條第一項	中小企業等協同組合法第六十九條第一項において準用する第八百四十七條第一項
第二百八十八條第一項第一号	第八百四十九條第三項	中小企業等協同組合法第六十九條第一項において準用する第八百四十九條第二項
第二百八十九條第一項	第八百五十五條第一項	同法第六十九條第一項において準用する第八百五十五條第一項

（適用除外）

第九條の四 略

（信用協同組合代理業者等）についての銀行法を準用等する場合の読替え
 第九條の五 法第六條の五第一項の規定による銀行法の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
略	略	略
第五十一條の四十四第一項	預金者等の 定期積金等	預金者又は定期積金の積金者以下この項において「預金者等」というもの 定期積金
第五十一條の五十一第一項	電磁的記録	電磁的記録（協同組合による金融事業に関する法律第五條の七第一項に規定する電磁的記録をいう。）
	電磁的方法	電磁的方法（同法第五條の七第十一項第四号に規定する

（適用除外）

第九條の三 略

（信用協同組合代理業者等）についての銀行法を準用等する場合の読替え
 第九條の四 法第六條の五第一項の規定による銀行法の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
略	略	略
第五十一條の四十四第一項	預金者等の 定期積金等	預金者又は定期積金の積金者以下この項において「預金者等」というもの 定期積金
第五十一條の五十一第一項	営業年度	事業年度
略	略	略

2 略	略	略	電磁的方法をいう。	略	略	略	略	第五十 条の四十四第二項	商号	名称
								第五十 条の四十四第一項	第 三 条第十四項第一号	協同組合による金融事業に 関する法律第六条の三第一 項第一号
(表)	(表)	(表)	(表)	略	略	略	略	第五十 条の五十一第一項	定期積金等	預金者又は定期積金の積金 者(以下この項において「預 金者等」という。)の 定期積金
								電磁的記録	電磁的記録(協同組合によ る金融事業に関する法律第 五 条の七第一項に規定する 電磁的記録をいう。)	
(表)	(表)	(表)	電磁的方法	電磁的方法(同法第五 条の 七第十一項第四号に規定す る電磁的方法をいう。)						

(特定信用協同組合代理業者の休日)
第五 条の六 略

2 略	略	略	略	略	略	略	略	第五十 条の四十四第一項	商号	名称
								第五十 条の四十四第二項	第 三 条第十四項第一号	協同組合による金融事業に 関する法律第六条の三第一 項第一号
(表)	(表)	(表)	(表)	略	略	略	略	第五十 条の五十一第一項	預金又は定期積金等	預金者又は定期積金の積金 者(以下この項において「預 金者等」という。)の 定期積金
								営業年度	預金又は定期積金 事業年度	
(表)	(表)	(表)	略	略	略	略	略	第五十 条の五十九の見出 し	所屬銀行等	所屬信用協同組合等
								第五十 条の六十第一項	営業所	事務所
(表)	(表)	(表)	略	略	略	略	略	第五十 条の六十第二項	預金者等	預金者又は定期積金の積金 者

(特定信用協同組合代理業者の休日)
第五 条の五 略